広報 みなと
No.1732
平成21年（2009年） 7.11
☎ 3578-2111（区役所代表）
FAX 3578-2034（区長室広報係）
http://www.city.minato.tokyo.jp
各総合支所代表電話
芝地区 ☎3578-3111(代)　赤坂地区 ☎5413-7011(代)
麻布地区 ☎3583-4151(代)　高輪地区 ☎5421-7611(代)
芝浦港南地区 ☎3456-4151(代)
発行／港区　毎月1・11・21日　発行部数127,000部　編集／総合経営部区長室　〒105-8511　港区芝公園1-5-25

新型インフルエンザ（A/H1N1）の相談は、みなと保健所発熱相談センター（平日午前8時30分～午後5時15分）☎3455−4770
東京都発熱相談センター（平日夜間、土・日曜、祝日）☎5320−4509

長寿医療制度被保険者の皆さんへ

秋季保養借上施設を開設します

付き添い同行者も利用できます

利用期間：8月20日（木）～10月31日（土）
申し込み：7月22日（水・必着）

75歳以上の皆さんが加入する長寿医療制度は、開始当初、その名称を含めさまざまなご意見をいただきました。

区では、長寿医療制度対策会議を設置し、制度の運用上でき得る限りの検討をしてきました。

このたび区内在住の長寿医療制度被保険者を対象に、新たに、秋季保養借上施設を開設し、付き添い同行者も低額で利用できるようにしました。美しい自然のなかで天然温泉に浸り、おいしい料理をお楽しみください。ホテルは高齢者にやさしいバリアフリーが行き届いており、車いすや補助歩行具を使いながら安心して過ごすことができます。

利用できる人

区内在住の長寿医療制度被保険者および付き添い同行者

宿泊施設

箱根湯本温泉　ホテルはつはな
〒250-0313
神奈川県足柄下郡箱根町須雲川20-1

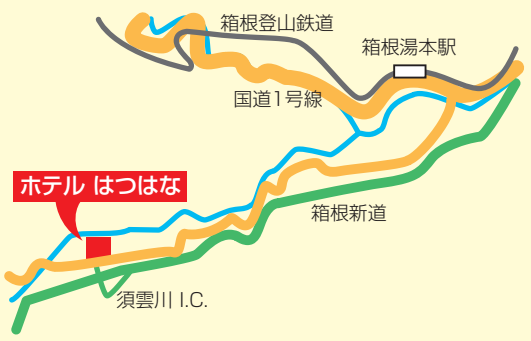

施設の特徴

★自家源泉の天然温泉です
アルカリ性単純温泉で神経痛、関節痛、慢性消化器疾患に効能が高いといわれています。

★懐石料理を楽しめます
美しい器に盛り付けられた懐石料理を、美しい景色のなかで味わえます。

★高齢者にやさしい施設
バリアフリーが行き届き、車いすや補助歩行具を使いながらでも、館内を移動できます。

施設の詳細

定員　4人
部屋数　1部屋
部屋タイプ　和洋室（6畳、ツインベッド）
宿泊期間　1泊2日
チェックイン　午後3時　チェックアウト　正午

交通機関

鉄道
新宿→箱根湯本　小田急ロマンスカーで85分
箱根湯本駅→はつはな　湯本旅館組合巡回バス（Bコース早雲通り方面）で約10分
宿からの出発時は、箱根湯本駅までの送迎バスあり

車
小田急厚木道路（箱根インターチェンジ）より箱根新道経由約5分
須雲川インターチェンジ出口正面

利用料金

利用者	利用料金
被保険者	4830円
大人（付き添い同行者12歳以上）	6825円
小人（4～11歳）	4830円
乳幼児（3歳以下、寝具・食事なし）	1050円

応募方法

桃色の専用はがきで国保年金課高齢者医療係に郵送してください。

申し込み締切日　7月22日（水・必着）
専用はがき設置期間　7月10日（金）～22日（水）
専用はがき設置場所　各総合支所区民課窓口サービス係、各福祉会館、各地域包括支援センター、国保年金課高齢者医療係（区役所3階）
申し込みできる人（申し込み代表者）　区内在住の長寿医療制度被保険者
申し込みは1世帯（1グループ）につき専用はがき1枚のみ（年度内1人1泊2日、複数申し込みは無効）。
申し込みできる人数　2人以上4人まで（1人の申し込みはできません）

抽せん方法

資格確認後、希望日ごとに第1希望から抽せんし、当せん者には利用承認書と施設案内を郵送します。

空き室申し込み

抽せん後の空室申し込みは、直接電話でお申し込みください。
予約開始日　8月6日（木）
予約電話番号
JTBみなと予約センター　☎3452 − 0489
平日午前10時30分～午後6時30分
（土・日曜、祝日を除く）

予約の変更・取り消し

利用当日の3日前からキャンセル料が発生します（3日前～前日は20%、当日は50%となります）。

人数変更で被保険者の人が宿泊しない場合は申し込み資格がなくなり、予約取り消し扱いとなるためご注意ください。取り消し日によってはキャンセル料が発生します。

問い合わせ　みなとコール　☎5472−3710
担当課　国保年金課高齢者医療係

東京都議会議員選挙

投票日　7月12日（日）
投票時間　午前7時～午後8時

問い合わせ　選挙管理委員会事務局　☎内線2766～9

◆区の手続きや施設・催し物のご案内はみなとコールへ　☎5472−3710　年中無休　午前7時～午後11時

長寿医療制度のご案内

後期高齢者医療被保険者証

75歳以上の人が加入する長寿医療制度では、平成20年4月以降75歳の誕生日を迎えた人に、誕生月の前月に後期高齢者医療被保険者証をお送りしています。

医療機関にかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を提示することにより、保険診療分について医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます(表1)。

表1 負担割合・自己負担限度額

種別	負担割合	外来(個人ごと)の限度額	外来＋入院(世帯ごと)の限度額	入院時の食事代(標準負担額)
一定以上の所得がある人	3割	4万4400円	8万100円+総医療費が26万7000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算(※1)	1食　260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	
低所得Ⅱ (住民税非課税世帯の人)		8000円	2万4600円	1食　210円 (91日目から160円。再度申請が必要です。)
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で世帯全員の所得が0円の人、ただし年金収入は80万円以下または老齢福祉年金受給者			1万5000円	1食　100円

※1　過去12カ月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降は4万4400円

対象
○75歳以上の人
○65歳以上で身体障害者手帳1～3級の人および4級の一部の人

毎年8月1日に前年の所得により被保険者証の負担割合を見直します

長寿医療制度の被保険者で、住民税の課税所得が145万円以上ある場合、同じ世帯の被保険者の人は医療費の3割を負担します。

145万円未満の場合は、1割を負担します。

負担割合が変更になる人には、新しい被保険者証を7月中にお送りします。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で必ず返送してください。

負担割合が3割の人でも収入額によって申請すると1割負担に変更になる場合があります

基準収入額適用申請

住民税の課税所得が145万円以上の人は医療費の3割を負担します。ただし、課税所得が145万円以上の人で次に該当する人は、申請すると1割負担になります(図1)。

○被保険者が1人の世帯
(1)前年の収入(※)が383万円未満
(2)前年の収入(※)が383万円以上で同一世帯の70～74歳の人の収入を合算して520万円未満

○被保険者が2人以上の世帯
被保険者の前年の収入(※)が合計520万円未満

※収入とは必要経費を引く前の金額です。

詳しくは、国保年金課高齢者医療係へお問い合わせください。

長寿医療制度加入者で、今年度基準収入額適用申請により負担割合が変更される人には、あらかじめ申請書類をお送りしています

住民税非課税世帯の人は、入院したときに医療機関窓口での支払い金額が軽減される制度があります

入院のとき、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代(標準負担額)も減額されます。認定証の交付を希望する人は各総合支所に申請してください。

◆月に支払った医療費が自己負担額を超えたとき

同一月内に支払った健康保険適用での医療費の合計が自己負担限度額を超えたときは、超えた分を高額療養費として支給します。

ただし、入院時の食事代(標準負担額)や差額ベッド代などの健康保険適用外のものは対象となりません。該当する人には後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、必要事項を記入の上、返送してください。

◆交通事故などにあったとき

交通事故やけんかなど第三者(加害者)が原因による負傷で、医療機関にかかったときは、原則として加害者が治療費を負担することになります。ただし、届け出により後期高齢者医療で診療を受けることもできますので、警察と区役所の窓口の両方に届け出てください。

次の場合は被保険者証をお返しください

転出または死亡した場合、被保険者証は使えません。

また、所得変更などにより負担割合が変更になった人についても変更前の被保険者証は使えなくなりますので、その際は各総合支所または国保年金課高齢者医療係に必ずお返しください。

問い合わせ
国保年金課高齢者医療係
☎内線2646・2654～9

図1 平成21年度　基準収入額適用判定基準

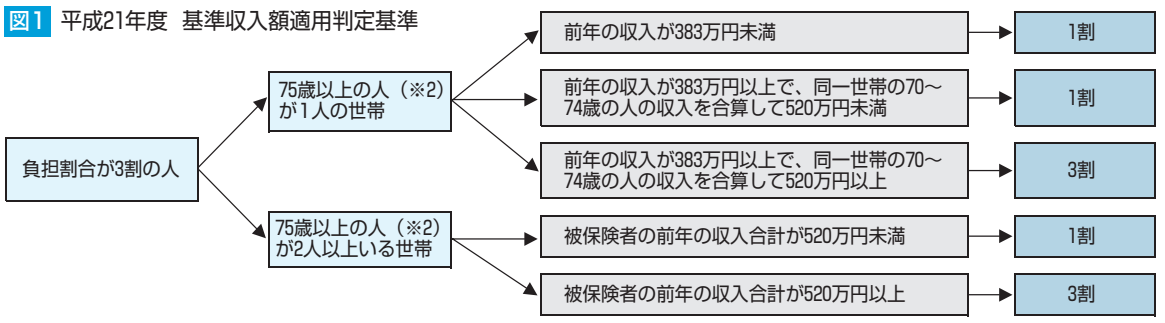

※2　65歳以上の人で一定の障害があり、すでに長寿医療制度の対象になっている人を含む

長寿医療制度の保険料決定通知書をお送りします

(後期高齢者医療制度)

対象　75歳以上の人および65歳から74歳で一定の障害のある人

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料は、毎年7月に東京都後期高齢者医療広域連合が決定して、区が徴収します。対象となる人には、7月15日ころに通知書や納付書などをお送りします。

平成21年度の保険料は、平成20年中の所得を基に算定されます。保険料の納付方法は、口座振替または納付書で納める普通徴収と、年金からの天引きで納める特別徴収とがあります。

また、所得の低い人などには保険料の軽減措置があります。

(1)保険料(均等割額)の軽減措置

所得が低い人は、世帯主と被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表2)。

表2

総所得金額などが下記の基準を超えない世帯	軽減割合
基礎控除額(33万円)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
基礎控除額(33万円)＋24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)	5割
基礎控除額(33万円)＋35万円×被保険者数	2割

(2)保険料(所得割額)の軽減措置

厚生年金保険の一般的な収入211万円までの人を対象に、保険料の所得割額が軽減されます(表3)。

表3

年金収入額	所得割額の軽減割合
①168万円まで	全額
②173万円まで	75%
③211万円まで	50%

①および②については、平成22年3月までの東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

(3)被扶養者だった人への特例措置

子などに扶養されていて、これまで保険料の負担がなかった人(※)は、制度加入後2年間は所得割額が無料となり、均等割額が半額となります。このほか、平成22年3月までの期間は、次のとおりさらに保険料が軽減されます(表4)。

表4

軽減の期間	内容
平成21年4月～平成22年3月	均等割額を9割軽減

※制度加入前に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人。国民健康保険(区市町村国保・国保組合)に加入していた人は対象になりません。

(4)保険料の決め方

均等割額＋所得割額＝保険料額

(被保険者一人あたり、年額3万7800円)＋(所得－基礎控除33万円)×所得割率6・56%

①所得によって軽減措置があります。

②保険料は年間50万円が上限です。

③保険料は、加入者一人ひとりに納付いただきます(世帯単位での納付ではありません)。

(5)保険料の納め方

普通徴収　納付書や口座振替などで納めます。

特別徴収　年金からの天引きで納めます。

年金額が年額18万円以上で、介護保険料と長寿医療保険料を合わせた額が(介護保険料が引かれている)年金受給額の2分の1を超えない人は、原則として特別徴収の対象となります。

①保険料の納付方法が特別徴収で通知された場合は、申し出により口座振替に変更することができます(保険料の総額は変わりません)。

②通知書に同封される「申出書」により8月4日(火)までに、各総合支所区民課窓口サービス係または国保年金課高齢者医療係(区役所3階)へお申し出ください(郵送可)。※年金天引きでよい場合は、この手続きは不要です。

③8月4日(火)を過ぎて申し出た場合は、12月以降の年金から保険料の天引きが中止されますのでご了承ください。

問い合わせ
国保年金課高齢者医療保険料担当　☎内線2646

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のＪＲ・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店などに置いてあるほか、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

水曜日は夜7時まで転入・転出などの手続きができます
問い合わせはみなとコールへ……☎5472-3710

国民健康保険高齢受給者証のご案内

～7月中に新しい高齢受給者証をお送りします～

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人に新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月中にお送りします。

医療機関などにかかるときは、保険証と高齢受給者証を窓口に提示してください。保険診療分について医療費の1割または3割の支払いで医療を受けることができます（図1）。

図1 負担割合判定基準

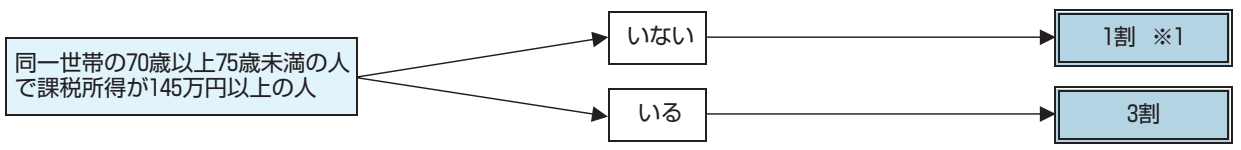

図2 基準収入額適用判定基準

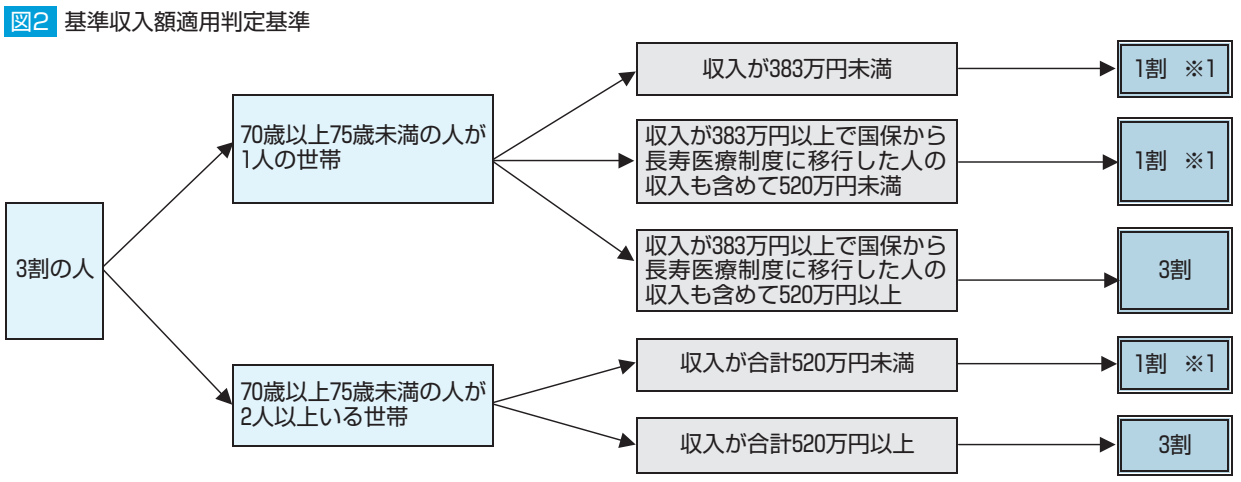

※1　高齢受給者証には2割（平成22年3月31日まで1割）と記入されます

8月1日から新しい高齢受給者証をお使いください

自己負担割合は、毎年6月にその年度の住民税が決定されることに伴い、判定し直しています。前年と負担割合が変わらない場合でも、対象者全員に平成21年度の新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月中にお送りします。

負担割合が1割の人については、平成22年4月より現行の1割から2割に変わる予定です。

自己負担割合の判定のしかた

同一世帯内70歳以上の国保被保険者の住民税の課税所得によって負担割合を判定します（図1）。お送りする高齢受給者証をご確認ください。

○1割になる人

同一世帯に、70歳以上の国保被保険者で、課税所得が145万円以上の人がいる

○3割になる人

同一世帯に、70歳以上の国保被保険者で課税所得が145万円以上の人がいない

3割の人でも、収入額の申請により1割負担に変わる場合があります

3割の人で次に該当する場合は、申請すると翌月から1割になります（図2）。

○70歳以上の国保被保険者が1人の世帯

(1)前年の収入が383万円未満
(2)前年の収入が383万円以上あり、国保から長寿医療制度に移行した人の収入も含めて520万円未満

○70歳以上の国保被保険者が2人以上いる世帯

70歳以上の国保被保険者の前年の収入合計が520万円未満

申請は、各総合支所で受け付けます。保険証、高齢受給者証、確定申告書の控えなど収入を証明する書類を持参してください。

問い合わせ　国保年金課資格係　☎内線2643～5

入院医療費や入院食事代の窓口支払額を軽減します

港区の国民健康保険加入者が医療機関窓口で支払う入院医療費が高額の場合は、申請手続きにより窓口支払額が軽減され、自己負担限度額までの支払いで済みます。また、食事代についても減額となる場合がありま す。

入院医療費や食事代の窓口支払額の軽減を受けるには、年齢や所得により方法が異なります

70歳以上75歳未満で住民税非課税世帯の人（高齢受給者証をお持ちの人）

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院のとき、保険証と高齢受給者証および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代も減額されます（表1）。

70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人（高齢受給者証をお持ちの人）

保険証と高齢受給者証の提示により、自己負担限度額までの支払いになります（表2）。

70歳未満の住民税非課税世帯の人

申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。入院のとき、保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、食事代も減額されます（表3）。

70歳未満の住民税課税世帯の人

申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。入院のとき、保険証と「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります（表4）。

申請窓口

各総合支所区民課窓口サービス係

申請に必要なもの

保険証、高齢受給者証、領収書（過去1年間の入院日数が90日を超えたとき）

※保険料を滞納している人は、納付相談を行います。

「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しなかった場合は、従来どおり3割などの自己負担額をお支払いください。高額療養費の支給対象になった場合は、約3～4カ月後に区から高額療養費の申請書をお送りします。

	年齢	住民税	高齢受給者証の負担割合	入院先の医療機関に提示するもの	医療費の自己負担限度額 年3回目まで【注3】	医療費の自己負担限度額 年4回目以降【注3】	食事代（1食）
表1	70歳以上75歳未満	非課税世帯	1割	保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分「低所得Ⅱ」）	2万4600円	2万4600円	210円（91日目から160円【注4】）
		非課税世帯【注1】	1割	保険証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分「低所得Ⅰ」）	1万5000円	1万5000円	100円
表2		課税世帯	3割	保険証、高齢受給者証	8万100円＋{(総医療費－26万7000円)×1%}	4万4400円	260円
			1割	保険証、高齢受給者証	4万4400円	4万4400円	260円
表3	70歳未満	非課税世帯		保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証（適用区分C）	3万5400円	2万4600円	210円（91日目から160円【注4】）
表4		課税世帯【注2】		保険証、限度額適用認定証（適用区分A）	15万円＋{(総医療費－50万円)×1%}	8万3400円	260円
		課税世帯		保険証、限度額適用認定証（適用区分B）	8万100円＋{(総医療費－26万7000円)×1%}	4万4400円	260円

【注1】世帯員それぞれの所得が0円、年金収入80万円以下の世帯の人
【注2】世帯の被保険者（擬制世帯主を除く）の所得（総所得金額などから住民税基礎控除額33万円を差し引いた額）の合計額が600万円を超える世帯
【注3】同一世帯で過去1年間に高額療養費に該当した回数
【注4】過去1年間の入院期間が90日間を超えた場合、再度申請が必要です。
※「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けるには申請が必要です。

更新のお知らせ

各「認定証」の有効期限は、7月31日（金）までです。既に「認定証」をお持ちの人も、引き続き希望する場合は申請が必要です。7月中旬に更新のお知らせを送付します。

※保険料を滞納している人は事前に納付相談が必要です。

問い合わせ　国保年金課給付係　☎内線2640～2

みんなと安心コラム 64

一瞬のスキを突く悪質犯罪「ひったくり」に気を付けて！

最近、振り込め詐欺やひったくりなど、短絡的犯罪が蔓延（まんえん）しています。特にひったくりについては、今年に入り毎月20件以上発生するなど、昨年に比べ約1・5倍も被害が増えています。犯行手段では、バイクに乗って追い越しざまにひったくる手口が約7割を占めています。

ひったくりに狙われやすい人は

バッグを車道側に持っている人、歩きながら携帯電話でメールや通話をして周囲を警戒していない人、自転車かごにバッグを入れひったくり防犯ネットなどを付けずに走行している人、現金を下ろして銀行などのキャッシュコーナーから出てきた人などです。

被害防止3つの用心

(1)バイクのエンジン音がしたら、振り向こう。
(2)歩くときは、バッグを建物側に持とう。
(3)自転車の前かごには、防犯ネットをつけよう。

被害に遭ってしまったら

(1)大声をあげて周囲の人に知らせ、110番通報しましょう。
(2)110番する際は、犯人の特徴（バイクや自転車、ヘルメットの色、犯人の服装）をできるだけ詳しく話しましょう。

「ひったくり」月別発生件数

	1月	2月	3月	4月	合計
21年	242	226	249	220	937
20年	173	167	154	127	621
増数	+69	+59	+95	+93	+316

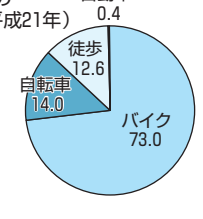

問い合わせ　防災課生活安全係　☎内線2271
区内警察署　☎欄外参照

◆区内各警察署◆　愛宕☎3437－0110　三田☎3454－0110　高輪☎3440－0110　麻布☎3479－0110　赤坂☎3475－0110　東京湾岸☎3570－0110

児童館・子ども中高生プラザで遊ぼう！

どなたでも仲間づくりや交流の場として利用できます

児童館や子ども中高生プラザ、児童高齢者交流プラザで遊んだことがありますか。乳幼児から高校生までどなたでも利用できます。

乳幼児の利用には、安心して遊べるスペースを設け、保護者と一緒に、コンビカーや積み木などで遊ぶことができます。また、週2～3回、乳幼児と保護者のつどいを実施し、子育て講座などを行っています。

小学生以上のお子さんは、保護者の同伴なく利用できます。遊戯室や図書室、工作室、屋上などがあり、卓球や一輪車、ローラーブレードや工作などが楽しめます。また、工作や料理教室などのグループ活動やつどい、バスハイクなど、多くの楽しいイベントがあります。

おまつりやイベントに参加しませんか

おまつりは、子どもたちが実行委員として企画し準備をすすめたアイデアがいっぱいの食べ物やさん、ゲームやさん、小物やさんなどがあります。また、イベントもたくさん用意しています。

夏休み中も楽しい催しがいっぱいです

夏休みには、キャンプ・館内宿泊・プールなど、各施設さまざまなお楽しみが待っています。

ボランティアを募集します

各施設では、行事のお手伝いや障害児の介助をしていただける人を募集しています。

詳しくは、各施設にお問い合わせいただくか、毎月の行事をお知らせする「児童館だより」、区のホームページ「子育てネット」をご覧ください。

問い合わせ　各施設表・各総合支所管理課施設運営係　☎欄外参照

表　児童館等施設一覧

地区	施設名	ところ	電話番号	利用時間
芝	芝公園児童館	芝公園2−7−3	3433−6515	【児童館・学童クラブ】 ・月～金曜：午前10時～午後6時 ・土曜：午前9時～午後5時 ・日曜および12月29・30日：午前9時～午後5時※施設開放をしています。ただし、施設開放の時は、専任職員がいません。 ・休館日：国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日） 【子ども中高生プラザ】 ・月～日曜：午前9時30分～午後8時 ※12月29・30日は、施設開放を行っています。 ・休館日：国民の祝日、年末年始（12月31日～1月3日） 【芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ】 ・月～日曜：午前9時30分～午後8時（祝日、12月29・30日を除く） ・祝日、12月29・30日：午前9時30分～午後6時15分 ・休館日：年末年始（12月31日～1月3日）
	新橋児童館	新橋6−4−2	3433−4005	
麻布	飯倉学童クラブ	東麻布1−21−2	3583−6355	
	西麻布児童館	西麻布2−13−3	3409−4921	
赤坂	青山児童館	北青山3−3−16	3404−5874	
	赤坂子ども中高生プラザ	赤坂6−6−14	5561−7830	
高輪	朝日児童館	白金4−1−10	3444−1958	
	高輪児童館	高輪3−19−11	3449−1642	
	豊岡児童館	三田5−7−7	3453−1592	
	白金台児童館	白金台4−8−5	3444−1899	
芝浦港南	台場児童館	台場1−5−1	5500−2363	
	港南子ども中高生プラザ	港南4−2−4	3450−9576	
	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	芝浦4−20−1	5443−7338	

夏休み子ども会

図書館では、夏休み期間中、お子さんを対象に夏休み子ども会を開催します。工作など楽しい内容を企画しています。費用はすべて無料ですので、気軽にご参加ください。

問い合わせ　みなとコール　☎5472－3710
担当課　図書・文化財課庶務係

とき	ところ	内容	対象・定員	申し込み
7月25日(土) 午後2時	みなと図書館	夏休み親子エコ工作会 「古Tシャツを使って布ぞうりを作ろう」	小学生20人(申込順)	7月11日(土)から、みなとコールへ。 ☎5472－3710
7月26日(日) 午後2時	みなと図書館	夏休み映画会 「銀河鉄道の夜」	100人(会場先着順・未就学児は保護者同伴で可)	当日直接会場へ。
8月5日(水) 午後2時	高輪区民センター2階	夏休み工作会 「こうさくしょうてんがい～ひこうき・うちわ・ふえをつくろう～」	小学生30人(申込順)	7月21日(火)から高輪図書館カウンターで受け付け(電話での受け付けはありません)
8月5日(水) 午後2時	港南図書館	夏休み工作会 「キラキラまんげきょうをつくろう！」	小学生30人(申込順)	7月8日(水)から港南図書館カウンターで受け付け(電話での受け付けはありません)
8月10日(月) 午後2時	港南図書館	おりがみ工作会 「トトロを折ろう！」	小学生までの児童・幼児30人(申込順・4歳以上の未就学児は保護者同伴で可)	7月8日(水)から港南図書館カウンターで受け付け(電話での受け付けはありません)
8月22日(土) 第1部午後2時 第2部午後2時30分	みなと図書館	夏休み子ども会 「季節の星を楽しもう～楽しいおはなしとプラネタリウム～」	第1部：小学校低学年までの児童・幼児30人(申込順・未就学児は保護者同伴で可) 第2部：小学生30人(申込順)	8月1日(土)から、みなとコールへ。 ☎5472－3710
8月26日(水) 午後1時30分	三田図書館	夏休み工作会 「ティッシュの箱でリサイクル工作～みんなでパクパク魚釣り～」	小学生30人(申込順・4歳以上の未就学児は保護者同伴で可)	8月1日(土)から、みなとコールへ。 ☎5472－3710
8月26日(水) 午後2時	赤坂図書館	夏休み工作会 「つくろう！あかさかシーワールド」	小学生低学年までの児童・幼児30人(申込順)	8月10日(月)から赤坂図書館カウンターまたは電話で受け付け。 ☎3408－5090

みなとミュージアムズ2009夏

夏休み子どもワークショップ

区内在住・在学の子どもたちを対象に、区内の美術館・博物館と連携した「みなとミュージアムズ2009夏」を開催します。次の館でワークショップを行いますので、ぜひご参加ください。

秋山庄太郎写真芸術館

○フォト575～親子写真俳句講座～

「フォト575」は、写真と俳句を組み合わせた新しいかたちのアートで、さまざまなメディアでも取り上げられ愛好者も増えています。今回の講座では、小学生向けの写真の撮り方、俳句の詠み方を学び、子どもも大人も一緒に楽しく作品を作ります。講座参加の皆さんの作品による展覧会、「一日学芸員」体験も予定しています。

とき・講座　8月5日・19日・26日(水曜・全3回)各回とも午後2～4時

作品展覧会(一日学芸員)　8月29・30日(土・日)

対象　区内在住・在学の小学生とその保護者

ところ　秋山庄太郎写真芸術館(南青山4・18・9)

定員　10組20人(応募者多数の場合は抽せん)

講師　板見浩史さん(フォトエディター)

費用　一人500円(3回分。写真のプリントや現像代などは各自負担)

持ち物　カメラ(フイルム、デジタル、カメラ付き携帯も可)、筆記用具

申し込み　7月27日(月・必着)までに、往復はがきで往信裏面に①「フォト575」参加希望②参加者の氏名(ふりがな)③年齢(子どものみ)④住所⑤電話番号を記入、返信表面に住所・氏名を明記し、〒105・8511　港区役所地域振興課「フォト575」係へ。

NHK放送博物館

(1)黒須和清さんの「みんなで作ろう！てづくりおもちゃ」

ペーパークラフトやからくりおもちゃの作家、黒須和清さんと紙を使った楽しいおもちゃ作りに挑戦します。

とき　8月6日(木)午後1～3時

ところ　NHK放送博物館

費用　材料費300円

定員　40人(申込順)

申し込み　電話または直接、NHK放送博物館「クラフト」係へ。　☎5400・4150

(2)夏休み親子俳句教室

夏休みの思い出を俳句にして絵を描きます。作品はNHK放送博物館内に展示します。

対象　小学生と保護者

とき　8月21日(金)午後2時30分～4時

ところ　NHK放送博物館

定員　40人(応募者多数の場合は抽せん。結果は8月7日までにお知らせ)

費用　無料

申し込み　7月31日(金)までに往復はがきで、〒105・0002港区愛宕2・1・1　NHK放送博物館「俳句」係へ。

先端技術館@TEPIA

○科学って楽しい！実験っておもしろい！　サイエンス演芸師「善ちゃん」のサイエンスショー

対象　区内在住、在学の小・中学生を含む家族連れ

とき　7月25日(土)①午前10時30分～11時15分、②午後1時～1時45分、③午後3時～3時45分

ところ　先端技術館@TEPIA

定員　区民優先枠各回30人(申込順)

費用　無料

申し込み　7月17日(金)までに、はがきまたはファックスで、①港区民枠希望②参加希望時間(第2希望まで)③郵便番号・住所④氏名(参加希望者全員／ふりがな)⑤年齢(参加希望者全員)⑥電話番号を明記の上、〒107・0061港区北青山2・8・44「先端技術館@TEPIA」展示事務局　サイエンスショー「みなとミュージアムズ」係へ。　FAX 5474・6197

物流博物館

○ダンボールでトラックや船、機関車を作ろう！

ダンボールで、貨物を運ぶ乗り物を作ります。

対象　幼児～小学4年生(小学3年生までは保護者同伴)

とき　8月16日(日)・23日(日)

受付時間　午前10時～午後4時30分

ところ　物流博物館(高輪4・7・15)

費用　材料費100円(キット1セットにつき)＋入館料
※入館料　小人(小・中学生)100円　大人(高校生以上)200円　幼児無料

持ち物　はさみ、クレヨン、作品を持ち帰る袋

申し込み　当日直接会場へ(混雑時はお待ちいただくことがあります)。

問い合わせ　地域振興課文化協働推進係　☎内線2342

◆各総合支所管理課施設運営係◆　芝地区☎3578－3135　麻布地区☎5114－8805　赤坂地区☎5413－7273　高輪地区☎5421－7067　芝浦港南地区☎6400－0033

お済みですか？ 定額給付金の手続き
問い合わせはみなとコールへ……☎5472-3710

夏だ！プールだ！元気な季節！

マナーを守って楽しく泳ごう

もうすぐ夏休み、プールで思い切り泳ぎ、夏を楽しく過ごしましょう。プールは大勢の人が利用します。注意事項が掲示してありますので、入場前によく読んで、衛生的に気持ちよく利用できるように、みんなでルールを守りましょう。

健康チェックを忘れずに

水泳は体への負担が大きいスポーツです。寝不足や風邪気味のとき、下痢や感染性の病気のときは、プールの利用は控えましょう。

プールに入る前にシャワーを必ず浴びよう

プールの水をきれいに保つために、トイレを済ませ、体の汚れ・化粧品・整髪料もよく洗い流してください。

泳いでいるときも気を付けよう

(1)夏の炎天下では脱水症状に注意し、水分補給を行いましょう。

(2)20～30分を目安に休憩を取り、水から出て体を温めましょう。

(3)マナーの基本です。水泳中は鼻をかんだり、つばやたんを吐くのはやめましょう。

最後にシャワーを浴びよう

プールの水は消毒してありますが、プール熱や結膜炎などの病気を防ぐため、水泳後には、うがいや洗眼、手洗いをして、シャワーをよく浴びましょう。

また、タオルの貸し借りはせず、自分専用のものを用意しましょう。

◇　◇

みなと保健所では、安心してプールを利用していただくため、プールの設備や衛生管理の指導を行っています。また、施設で行った水質検査結果などの掲示が義務付けられています。利用する人もプールの状態を確認することができます。

問い合わせ
生活衛生課環境衛生指導係（生活衛生センター）☎5114・3003

夏休み食育イベントで「食」を学ぼう！

今年の夏も、「港区健康づくりサポーター」に登録している「港区食育ネットワーク」が食育イベントを企画しました。講座は2種類。クイズ形式で学ぶ講座と、実際に作ってみる講座。どちらも体験型なので、楽しく学ぶことができます。

この機会に、親子で参加して「食」について学びませんか。

表

イベント名	親子で楽しい味覚体験	夏休み　とらや親子和菓子教室
対象	小学生の親子	区内在住・在勤・在学者の親子ペア（小学校4年生～中学生）
定員	10組（申込順）	各回親子ペアで10組（応募者多数の場合は抽せん）
とき	8月25日（火） 午前10時～11時30分	8月11～14日（火～金）4日間 午後1時30分～3時30分
ところ	戸板女子短期大学三田キャンパス （芝2－21－17）	（株）虎屋本社4階（赤坂4－9－22）
内容	五感を使って「味」の不思議を体験しよう！食品クイズや味覚テストに挑戦しながら楽しく学びましょう。	和菓子の製造体験
費用	2000円	親子1組1500円（材料費）
申し込み方法	申し込み用紙に記入後、7月21日（火）～8月17日（月・必着）に、郵送またはファックスで、〒105－0014港区芝2－21－17　戸板女子短期大学食物栄養科　西山へ。申し込み用紙は戸板女子短期大学のホームページ http://www.toita.ac.jp/からダウンロードできるほか、用紙の郵送も可能です。	はがきに住所・氏名（親子2人）、お子さんの学年、電話番号、希望日を明記の上、7月16日（木・必着）までに、〒107－8401港区赤坂4－9－22　（株）虎屋　社長室広報課「夏休み親子和菓子教室」係へ。
問い合わせ	戸板女子短期大学 ☎3452－4161　FAX3451－1918 「夏休み食育イベントについて」とお伝えください。	（株）虎屋　☎3408－7418　FAX3796－1548

各イベントの詳細や、健康づくりサポーターのほかの団体の活動は、健康推進課ホームページ「みなと健康ＣＡＮ」 http://www.city.minato.tokyo.jp/kenko21/ でご覧いただけます。

問い合わせ
○イベント内容・申し込みについて　表参照
○食育について　健康推進課健康づくり係（保健サービスセンター）☎3455－4928

みなと保健所 保健サービスセンターが 仮庁舎へ移転します

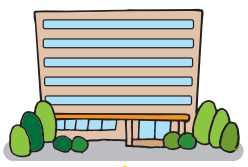

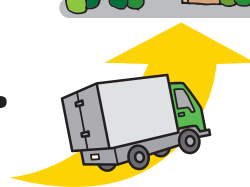

みなと保健所保健サービスセンターは改築のため、8月3日（月）からみなと保健所保健サービスセンター（赤坂仮庁舎）へ移転して業務を開始します。

また、乳幼児の健診会場として、三田分室を開設します。乳幼児健診・相談の一部は赤坂仮庁舎でも実施します。

保健サービスセンターの主な業務

●保健予防課
結核健康診断、感染症予防、エイズ・性感染症の検査・相談、予防接種、公害健康被害補償、大気汚染障害者認定、休日診療、かかりつけ医・かかりつけ歯科医

●健康推進課
健康相談、健康診査・がん検診などの成人保健、妊婦・乳幼児健診などの母子保健、特定不妊治療費助成、小児慢性疾患などの医療費助成、精神保健、歯科健診・相談、栄養相談・指導、給食施設指導、栄養表示、細菌検査）

●生活衛生課（検査係のみ）

保健サービスセンター（赤坂仮庁舎）赤坂4・1・26

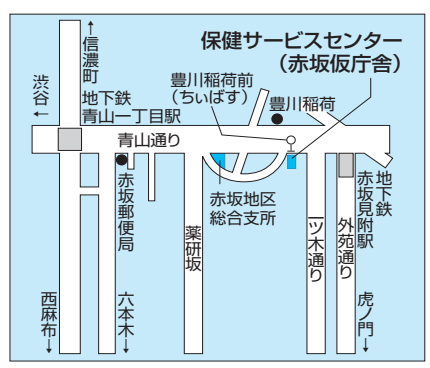

保健サービスセンター三田分室
三田3・13・16三田43ＭＴビル1階

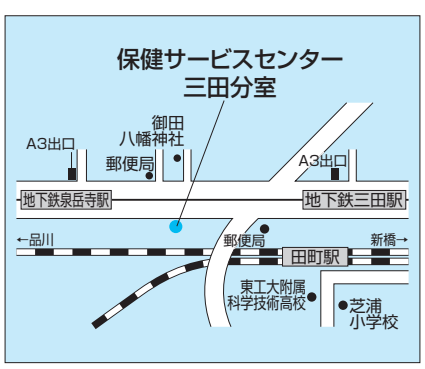

問い合わせ
保健予防課保健予防係（保健サービスセンター）☎3455・4701　FAX3798・4619
※電話番号・ファックス番号は変わりません。

あなたの力を地域の子育てに
子育て・家族支援者養成講座2級 受講者募集！

子育て中の家族の日常的かつ緊急の要望に細やかに対応することを目的とした講座内容で、NPO法人「あい・ぽーと」ステーションが認定する活動です。

今回は第6期目の2級講座の受講生募集です。2級は区の派遣型一時保育事業の支援会員として、有償で活動できる知識と技能を学ぶ講座です。

現在お持ちの資格や、子育てや職場での豊かな人生経験を生かしたい人の参加をお待ちしています。

2級の活動内容

利用者の家などでの一時保育・園への送迎、帰宅後の保育など、一日数時間の保育

・親の急な出張などに対応した宿泊を伴う保育（1～2日程度）

※対象児は、新生児から小学校6年生まで

受講対象

次の(1)・(2)の要件を満たす人

(1)区内在住・在勤・在学者（区外であっても区内の施設で活動できる人も可）

(2)子育て・家族支援者3級認定者または保育士・ホームヘルパー2級・看護師・保健師・助産師・医師のいずれかの資格をもつ人

期間

10月16日～12月11日（週1日、原則金曜）

費用

2万2000円（資料代・保険料込み：一定の活動時間を超えた場合には、全額返金の制度あり）

予定講師

大日向雅美（「あい・ぽーと」施設長：発達心理学）／根ヶ山光一（早稲田大学教授・乳児行動学）／青木　悦（教育ジャーナリスト）／毛利子来（小児科医）ほか

※敬称略

申込方法

申し込み用紙に必要事項を記入し、郵送またはファックスで、9月18日（金・必着）までに、〒107－0062港区南青山2－25－1　子育てひろば「あい・ぽーと」へ。FAX5786－3256

※申し込み用紙は、「あい・ぽーと」の窓口で配布するほか、「あい・ぽーと」ホームページ http://www.ai-port.jp からダウンロードもできます。

子育てひろば「あい・ぽーと」休館とキッズフェスタのお知らせ

8月11日（火）は、特別休館日とさせていただきます。

当日は、東京国際フォーラムで開催されるキッズフェスタに参加します。リトミックやおもちゃ作りなどを親子で楽しむほか、子育て相談の専門家と共に子育ての苦楽を皆さんで語りあうひと時をご用意しています。いつもとちょっと違った「あい・ぽーと」をお楽しみください。

対象　未就学児の親子
とき　8月11日（火）午前10時～午後4時30分
ところ　東京国際フォーラム（千代田区丸ノ内3・5・1）
定員　100人（申込順）
申し込み　詳しくは、子育てひろば「あい・ぽーと」ホームページをご覧ください。

問い合わせ
子育てひろば「あい・ぽーと」☎5786・3250（月～土曜午前9時～午後5時）

人 各福祉会館60人(申込順)
費用　1000円
時・所・申

とき	ところ	申し込み
8月4･5日(火･水)	本村福祉会館 ☎3444－3656	7月13日(月)～22日(水)
8月18･19日(火･水)	芝公園福祉会館 ☎3438－0395	7月13日(月)～24日(金)

※申し込みは電話で、午前9時30分～午後5時(土・日曜、祝日は除く)に、各福祉会館へ。

みなと・しごと55＜就職面接会・再就職等支援セミナー＞

おおむね55歳以上の求職者対象の就職面接会です。履歴書を持参の上、直接会場へお越しください。
対 おおむね55歳以上の人
所 港勤労福祉会館
就職面接会
時 7月24日(金)午後1時30分～午後4時(受付:午後1時～3時30分)
申 当日直接会場へ。
50代からの再就職等支援セミナー
時 7月24日(金)午前10時～正午
人 30人(抽せん)
申 セミナーに参加を希望する人は電話またはファックスで、7月17日(金)までに、無料職業紹介所「みなと・しごと55」へ。
☎5232－0255　FAX5232－0256
※詳しくは、ホームページ
http://www.m-shigoto.jp/
をご覧ください。
問 高齢者支援課高齢者福祉係
☎内線2393

みなと区民の森環境学習

みなと区民の森で、生物の観察を行います。普段見慣れない昆虫などを見つけましょう。
対 区民
時 7月25日(土)※午前8時20分港区役所集合、往復バスで移動
所 みなと区民の森(あきる野市)
人 40人(抽せん)
申 電話で、7月11日(土)午前9時～15日(水)に、みなとコールへ。
☎5472－3710
担 環境課地球環境係

5カ国協賛国際交流音楽会を開催します

韓国、中国、日本、アメリカ、シンガポール5カ国の演奏家によるピアノ演奏会に招待します。
対 区民
時 7月20日(月・祝)午後1時30分～3時30分(午後1時開場)
所 赤坂区民センター
人 30人(申込順)
申 電話で、みなとコールへ。
☎5472－3710
主催　シンガポール大使館
※詳しくは韓国文化院ホームページ
http://www.koreanculture.jp/
をご覧ください。
担 地域振興課国際化推進担当

ニカラグアチャリティー文化イベント「ピースフォーザワールド」を開催します

日本人製作のドキュメンタリー映画「ニカラグア人の心」の上映と、ニカラグア・キューバほかラテンアメリカ諸国のミュージシャンによる音楽演奏に招待します。
時 7月25日(土)(午後1時開場)
第1部　映画上映　午後1時20分～2時30分
第2部　ラテンアメリカ音楽ライブ　午後3時～4時
所 赤坂区民センター
人 50人(申込順)
主催　ニカラグア大使館
協力　キューバ大使館
申 電話で、みなとコールへ。
☎5472－3710
担 地域振興課国際化推進担当

港区NPO活動助成事業「活動紹介パネル展」を開催します

港区NPO活動助成事業の平成20年度助成団体「活動紹介パネル展」を開催します。助成団体活動の様子をご覧ください(8団体が参加します)。
時 7月21日(火)～31日(金)午前9時～午後5時(土・日曜、祝日除く)
所 区役所1階ロビー
問 地域振興課文化協働推進係
☎内線2343

三田・芝の世間遺産を探そう！

世間遺産(未来に残したいまちの大切なもの)を写真に残し、地域の魅力を再発見します。写真家から、カメラの使い方や写真の上手な撮り方を教わり、まちを探検します。
対 小学生以上
時 7月18日(土)午後1時～5時
所 芝の家(芝3－26－10)
人 20人(申込順)
申 電話またはファックスで、氏名・年齢・電話番号を芝の家へ。
問 芝の家(月～土曜午後1時～6時)
☎・FAX3453－0474
芝地区総合支所協働推進課地区政策係　☎3578－3192

講談で知るお役立ち情報

講談師をお招きして、日々の暮らしに役立つ防災・環境関連情報を講談によってお届けします。併せて古典講談も実施します。
時 7月29日(水)午後6時30分
所 赤坂区民センター
人 400人(会場先着順)
申 当日直接会場へ。
問 赤坂地区総合支所協働推進課地区政策係　☎内線3832

お知らせ

「第28回障害者週間記念事業」ポスター原画募集

「障害者週間記念事業～ともに生きるみんなのつどい～」に使用する周知ポスターの原画を募集します。
対 区内在学・在住・在勤者
作品規格　四つ切り画用紙またはB3判、A3判画用紙。文字を入れることも自由。
※応募作品は、未発表のもの1点に限ります。作品は後日返却します。著作権は港区に帰属します。
表彰　最優秀賞・優秀賞・入選作を選定し、賞状および記念品を12月5日(土)の記念式典で贈呈します。応募作品は、11月30日～12月4日(月～金)に、区役所1階に展示します。
申 作品の裏側に住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年または勤務先を記入の上、郵送または直接、9月11日(金・必着)までに、〒105－8511　港区役所障害者福祉課障害者福祉係(区役所2階)へ。
☎内線2388

障害基礎年金の「受給権者所得状況届」などを忘れずに提出してください

20歳になる前の病気やけが、障害福祉年金からの切り替えで、障害基礎年金を受けている人は、毎年「受給権者所得状況届」などの提出が必要です。期限までに提出がない場合、年金の支給が止まることになりますので、ご注意ください。
対象となる人には、社会保険事務所から届出用紙が7月上旬に郵送されます。必要事項を記入して、7月31日(金)までに、同封の返信用封筒でご返送ください。
また、所得制限があるため、所得の申告が必要です。
問 国保年金課国民年金係
☎内線2662～6

DV(ドメスティックバイオレンス)被害者の人への定額給付金相当額の支給について

区は、配偶者の暴力から逃れるため区内に避難・別居しているDV被害者の人に、区独自で定額給付金および子育て応援特別手当の相当額を支給します。詳しくは、お問い合わせください。
問 子ども課家庭相談担当
☎内線2436
定額給付金担当　☎内線2853

平成21年度第3・4回港区男女平等参画推進会議開催

時 第3回:7月17日(金)、第4回:7月30日(木)
時間は共に午前10時～正午
所 第3・4回共に区役所9階会議室
※傍聴を希望する人、保育・手話通訳・介護人派遣を希望する人は、第3回は7月14日(火)、第4回は7月27日(月)までにお申し込みください。
申 人権・男女平等参画担当
☎内線2026

地デジ説明会・受信相談会を開催します

地上デジタル放送をご覧いただくために、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)と連携し、説明会と相談会を開催します。実際に機器に触れて体験できるほか、ご自宅で地上デジタル放送を受信できる方法などの質問にもお答えします。
時 7月24日(金)午前10時～11時30分
所 区役所9階大会議室
内 ①なぜデジタル化するの②地上デジタル放送を見るには③個別相談
人 100人(会場先着順)
申 当日直接会場へ。
問 総務省東京都中央テレビ受信者支援センター(デジサポ東京中央)
☎5452－3081
区政情報課情報政策担当☎内線2080

「港区緊急支援融資」を拡充します

「港区緊急支援融資」の融資限度額を1000万円から2000万円に引き上げます。同時に、返済期間を5年以内(運転資金・設備資金)から7年以内(運転資金)、または8年以内(設備資金)に延長します。
ご利用にあたっては、融資あっせんの面談の予約が必要となります。
申 面談の予約は、電話で、産業振興課経営相談担当へ。　☎内線2560

港区緊急暫定保育施設運営事業者のプロポーザル方式による公募

内 保育需要の急激な増加に応えるための港区緊急暫定保育施設を運営する事業者を募集します。
事業実施場所　港南3－1および南青山4－19
募集要項配布時期　7月13日(月)～17日(金)
募集要項配布場所　子ども課施設計画担当(区役所2階)で配布するほか、区のホームページからダウンロードもできます。
問 子ども課施設計画担当
☎内線2679

証明書自動交付機休止のお知らせ

証明書自動交付システム機器の入れ替えのため、各総合支所、台場分室、品川駅駐車場、青山福祉会館、白金台福祉会館の証明書自動交付機が7月17日(金)午後5時から19日(日)の終日、使えなくなります。
※台場分室については自家用電気工作物点検のため、7月20日(月・祝)も終日休止します。
証明書自動交付機の休止のときは、電話予約サービスをご利用ください。ただし、電話予約サービスでは戸籍(全部・個人)事項証明書と外国人の記載事項証明書は受け取れません。また、証明書発行手数料は、窓口で発行するときと同じですので、ご了承ください。
問 各総合支所区民課窓口サービス係　☎欄外参照

求人案内

港区職員募集(福祉)

対 平成22年4月1日現在30歳未満で保育士の資格を有する人または取得見込みの人
採用予定日　平成22年4月1日
募集人員　10人程度
第1次試験日　8月23日(日)
申 人事課人事係(区役所10階)、各総合支所、各区立図書館などにある申込用紙に必要事項を記入し、写真を添えて郵送または持参で、8月5日(水・必着)までに、〒105－8511
港区役所人事課人事係へ。
※受験資格・採用選考日程・勤務場所などについて詳しくは、選考案内をご覧ください。申し込み用紙は、区のホームページからダウンロードもできます。
問 人事課人事係　☎内線2108

7月1日号2ページ掲載の「港区文化芸術フェスティバル　オペラ『椿姫』合唱・ソリスト募集」で、楽譜名に誤りがありました。お詫びして訂正します。
(誤) Recordi版　(正) Ricordi版

問い合わせ
地域振興課文化協働推進係
☎内線2342

記事中のマークについて ♻…リサイクル 😊…子ども・親子・子育て 🏠…住宅 に関するものを表しています。

◆各総合支所区民課窓口サービス係◆　芝地区☎3578－3143　麻布地区☎5114－8821　赤坂地区☎5413－7012　高輪地区☎5421－7612　芝浦港南地区☎6400－0021
台場分室☎5500－2351

区の手続きや施設・催し物のご案内は
みなとコール ☎5472-3710
年中無休　午前7時～午後11時

みなとおしらせボード

凡例
対▶対象　時▶とき　所▶ところ
内▶内容　人▶定員・募集人員　申▶申し込み
問▶問い合わせ　選▶選考方法　担▶担当課
※費用の表記がないものは、すべて無料です。

※区役所・総合支所への郵便は、郵便番号とあて先（例:〒105-8511 港区役所○○課）で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。

健　康

◆新米ママ健康相談（予約制）

助産師（助産師会委託）が家庭訪問で産後の体調・母乳についての相談に応じています。
対 区民で、出産後1年未満の人
相談回数　1回

◎すくすく育児相談

身長・体重測定と発達・発育・栄養・歯の衛生・心理・言葉・育児などの相談。
対 区民で、乳幼児と保護者
時 7月23日（木）午後1時～２時受け付け
所 保健サービスセンター
持ち物　母子健康手帳、そのほかお子さんに必要なもの
申 当日直接会場へ。

◎新生児・産婦訪問指導

委託助産師または保健師（各総合支所）が家庭に訪問し、①赤ちゃんの体重測定や育児相談②産後の体調についての相談③母子保健サービスの紹介などを行います。
対 原則、生後3カ月までのお子さんのいる家庭
※第2子以降の人もご利用ください。
申 母と子の保健バッグ内の「出生通知書」を同封の返信用封筒で郵送してください。

☆胃・大腸がん検診（8月分）

対 35歳以上の区民
時 8月3日（月）～31日（月）午前8時30分～9時30分受け付け
所 こころとからだの元氣プラザ（千代田区飯田橋3－6－5）
人 30人（申込順）

☆骨粗しょう症検診

骨密度測定を行い、診断をします。必要に応じて保健・栄養指導も行います。当日は健康体操もあります。
対 区民で、20歳以上の女性で次のいずれかに該当する人
・5歳ごとの節目年齢の人
・過去5年以内に受診していない人
※現在骨粗しょう症で治療中の人はご遠慮ください。
時 8月12・26日（水）午後2時～2時45分受け付け
所 保健サービスセンター（赤坂仮庁舎・赤坂4－1－26）
人 各日20人（申込順）

◆印の申し込み、◎印の問い合わせ
電話で、健康推進課地域保健係（保健サービスセンター）へ。
☎3455－4772

☆印の申し込み
電話で、7月13日（月）午前9時から、健康推進課健康づくり係（保健サービスセンター）へ　☎3455－4928

講演「健康食品の不適正広告を見抜くには」

健康に良い、ダイエットに向くなどの食品の広告をみかけませんか。健康食品（健康増進法）の広告の読み解き方を保健所の職員がお話しします。
対 区民
時 7月21日（火）午後2時～3時30分
所 保健サービスセンター
人 30人（申込順）
申 電話で、みなとコールへ。
☎5472－3710
担 健康推進課健康づくり係（保健サービスセンター）

精神保健福祉相談（予約制）

こころの病気（思春期のころ、アルコール依存症を含む）や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方などについて、精神科医師が相談に応じます。
対 区内在住・在勤者
時 原則、毎月第1金曜・第2水曜・第3月曜・第4月曜の午後
※時間はお問い合わせください。
所 7月は保健サービスセンター、8月からは保健サービスセンター（赤坂仮庁舎・赤坂4－1－26）
申 電話で、健康推進課地域保健係（保健サービスセンター）
☎3455－4772
または各総合支所区民課保健福祉係へ。　☎欄外参照

区民委員などを募集します

第2期介護予防健診推進員募集

区では、高齢者の皆さんがいきがいを持ち、元気でいきいきと地域で生活していただくために介護予防プロジェクトを推進しています。老化のサインをいち早く発見し、適切な対策を行う介護予防健診「おたっしゃ21」のお手伝いをしていただける人を募集します。
対 区内在住の60歳以上で健康づくりや介護予防に興味があり、研修会に参加できる人
時・所

とき	ところ
7月27日（月）午後1時30分～4時30分	麻布区民センター
7月30日（木）午後1時30分～4時30分	赤坂区民センター

※8月上旬にフォロー講習会を実施します。
内「握力」・「バランス能力」・「歩行速度」の測定方法、18項目の聞き取り方法の研修
人 各日20人（応募者多数の場合は抽せん）
申 電話で、みなとコールへ。
☎5472－3710
担 高齢者支援課介護予防係

講　座

平成21年度第1回台場地区高齢者福祉サービス出張相談会

地域包括支援センター港南の郷職員が、高齢者の生活全般に関するご相談に応じます。
対 台場地区在住の65歳以上の人とその関係者
時 7月27日（月）午後2時～4時
所 芝浦港南地区総合支所台場分室
申 当日直接会場へ。
問 地域包括支援センター港南の郷
☎3450－5905

「みんなで気づいて広げよう！介護予防の輪」シリーズ2 ～お口の健康講座～

介護予防にもつながるお口の健康について、一緒に学びましょう。
対 65歳以上の区民
時 7月22日（水）午後2時～3時30分
所 北青山地域包括支援センター
人 15人程度（申込順）
申 電話で、北青山地域包括支援センターへ。　☎5410－3415

港区民で良かった！　あなたが受けられる区の高齢者サービス

高齢になったら区ではどのようなサービスが受けられるのか、当日配布する冊子「いきいき」を参考にわかりやすくご紹介します。
対 区民
時 7月24日（金）午前10時～11時30分
所 北青山地域包括支援センター
人 20人（申込順）
申 電話で、北青山地域包括支援センターへ。　☎5410－3415

キッズ・デザイン・ワークショップ

対 区内在住・在学の小学校3～6年生とその保護者（30組60人）
時 8月1日（土）午前10時～正午
　8月2日（日）午前10時～午後5時
所 東京ミッドタウン（赤坂9－7）
※詳しくは産業振興課ホームページ
http://www.minato-ala.net/
をご覧ください
問 産業振興課産業振興係
☎内線2553

第1回国際理解講演会「トルコの歴史と文化」

対 区内在住・在勤・在学者
時 7月30日（木）午後6時30分～8時30分
所 生涯学習センター
人 60人（申込順）
申 電話で、港ユネスコ協会へ。
問 港ユネスコ協会（火～金曜午前10時30分～午後5時30分、祝日は除く）
☎3434－2300
生涯学習推進課生涯学習係
☎内線2744

催し物

はり・マッサージサービス

対 65歳以上の区民

休日診療

モバイルサイトからもご覧いただけます▶
診療時間　□は午前９時～午後５時
診療時間　★は午後５時～午後10時

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間などをお問い合わせください。

7月12日（日）	品川港南クリニック（内・外）	港南2－4－7　石橋ビル	3472－0085
	北里研究所病院（内・外）	白金5－9－1	3444－6171
	青山歯科医院（歯）	南青山5－1－22　青山ライズスクエア3階	3400－5200
	木村歯科（歯）	芝浦3－1－33　善波ビル3階	3455－8002
	★長谷川医院（内・小）	愛宕1－7－7	3431－2159
7月19日（日）	河原医院（内）	芝浦1－12－1　河原ビル	3451－4751
	東京都済生会中央病院（内・外）	三田1－4－17	3451－8211
	井上歯科医院（歯）	南青山3－18－19　東亜バッジビル5階	3470－2420
	★伊皿子坂医院（内・小）	高輪2－16－52－101	5447－7701
7月20日（月・祝）	芝浦アイランド内科クリニック（内）	芝浦4－20－4－2階	5730－0221
	赤坂見附前田病院（内・外）	元赤坂1－1－5	3408－1130
	兼松歯科医院（歯）	赤坂3－17－7　門田ビル3階	3583－3811
	小﨑歯科クリニック（歯）	新橋3－13－5　新橋カシマビル5階	3435－1363
	★麻布光輝クリニック（内）	西麻布3－3－2	6240－2912
	港区休日歯科応急診療所	三田1－4－10　保健サービスセンター3階	3455－4927（休日のみ）

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター（毎日24時間）		「#7119」（プッシュ回線の固定電話、携帯電話） ☎3212－2323（ダイヤル回線の固定電話など）
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」（毎日24時間）		☎5272－0303 ホームページ http://www.himawari.metro.tokyo.jp/
電話相談	小児救急電話相談	月～金曜（祝日を除く）午後5時～10時 土・日曜、祝日、年末年始午前9時～午後5時	「#8000」（プッシュ回線の固定電話、携帯電話） ☎5285－8898（ダイヤル回線の固定電話など）

薬の相談

港区休日くすり何でもテレホン　対応時間：午前9時～午後2時　※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090－9378－7915

7月12日（日）	日生薬局2号店	虎ノ門1－2－14　島崎ビル1階	5251－4145
7月19日（日）	いずみ調剤薬局	虎ノ門1－11－11　七久保ビル1階	5156－9916
7月20日（月・祝）	ヒカリ薬局	虎ノ門5－8－9	3431－3849

夜間対応当番薬局（毎日）　対応時間：午後8時～午前8時　☎090－3690－3102

◆各総合支所区民課保健福祉係◆　芝地区☎3578－3161　麻布地区☎5114－8822　赤坂地区☎5413－7276　高輪地区☎5421－7085　芝浦港南地区☎6400－0022

記事中のマークについて　♻…リサイクル　☺…子ども・親子・子育て　🏠…住宅　に関するものを表しています。

気象情報のメール配信を始めました

気象庁発表の大雨洪水注意報・警報や、港区の週間天気などの気象情報を、お手持ちの携帯電話やパソコンにメール配信を行います。気象情報などをいち早く入手し、水害などの防止に役立ててください。

登録の方法

①次のアドレスに、空メールを送信してください。
minatocity@jijo.bosai.info
バーコードに対応した携帯電話をお持ちの場合、コードを読み取りアクセスします。

②「港区気象情報メール」から返信メールが届きます。
※迷惑メール防止機能を使用している人は、登録前にminatocity@jijo.bosai.infoを受信可能な状態にしてください。

③記載された登録用URLをクリックしてください。

④情報入力画面で、配信を希望する気象情報の組み合わせを選択してください。配信情報は下記のとおりです。

⑤登録ボタンを押すと登録が完了します。

変更・解除の方法

配信情報の種類を変更する場合は、登録用URLをクリックし、再度気象情報を選択してください。登録ボタンを押すと、登録情報が変更されます。

ご利用上の注意

・登録いただいたメールアドレスは、気象情報のメール配信にのみ利用し、そのほかの目的には利用しません。
・メールアドレスはSSH(暗号化)通信により、情報を保護します。
・メールの送受信に係る通信費用は利用者の負担となります。

問い合わせ　都市計画課土木計画係　☎内線2219

種類	配信条件	登録者の設定条件
気象注意報・警報	東京23区西部に大雨・洪水の各注意報、および大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の各警報が発表された時	注意報・警報の受信／警報のみ受信／受信拒否が選択可能
津波情報	区内沿岸を対象とした津波予報(津波注意報・津波警報・大津波警報)が発表された時	情報受信の可否が選択可能
週間天気	毎週金曜午後4時ごろに週間天気予報を配信	すべての登録者に配信
緊急・連絡情報	区からの水防に関する任意の情報を配信	すべての登録者に配信

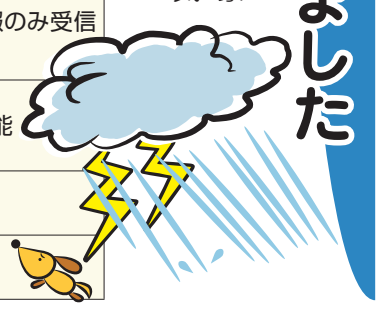

区民向け住宅入居者を募集します

募集する住宅

(1)**家族向け23戸**
特定公共賃貸住宅　シティハイツ港南、シティハイツ竹芝
区立住宅　シティハイツ高輪、シティハイツ赤坂、シティハイツ港南、シティハイツ桂坂、シティハイツ神明
(3)**借上住宅9戸(家族向け)**
スターゼン品川、アーバンハウス白金台、アイエスト芝公園、ガーデンテラスヤリヤ、ヒルズ白金

主な申し込み資格

・区内在住・在勤者(借上住宅のみ)
・同居親族がいること(単身者向けを除く)
・世帯の所得が基準内であること
・現に住宅を必要としていること
・住民税の滞納がないこと

「申し込みのしおり」配布期間

7月15日(水)～24日(金)

「申し込みのしおり」配布場所

各総合支所、台場分室、各福祉会館、港区指定管理者㈱東急コミュニティー虎ノ門支店
区民向け住宅ホームページ
http://www.minato-sumai.jp/
からダウンロードもできます。郵送も可能ですのでお問い合わせください。

申し込み・受け付け

郵送で、7月27日(月・必着)までに、神谷町郵便局に到着したものに限り受け付けます。

問い合わせ　港区指定管理者㈱東急コミュニティー虎ノ門支店　☎5733-0129

(2)**単身者向け住宅2戸**
特定公共賃貸住宅　シティハイツ港南

～ヒューマンほっとライン～
港区障害者サービス苦情解決委員会の平成20年度苦情解決状況を報告します

平成20年度は苦情の申し立てが1件ありました。

◎委員会開催状況

平成20年12月25日

◎苦情内容および審議結果

苦情内容(要約)

身体障害者手帳1級の交付を受けた長男が、平成18年11月から自宅療養を開始し、サービス提供事業者(以下「事業者」という)にヘルパー・看護師の派遣を依頼しました。平成19年9月末ごろから障害者自立支援法の介護給付請求内容に疑問を持ち、平成20年5月には看護師派遣においても事実と異なる請求があったため、事業者との契約は5月23日をもって解除しました。この事業者に関連して次の4点を区に要望します。

(1)利用者に無断で実績表にサービス提供者が押印しています。所管警察署に区が被害届けを提出してください。

(2)カルテ(介護・看護双方の「サービス提供記録」)開示に応じるよう区から指導してください。

(3)「医療費」の不正請求がないよう、利用者と支払側の双方がチェックできるようなシステムを作ってください。

(4)「障害者自立支援法」を公正に運用するよう、事業者を指導してください。

審議結果

次のような内容の意見書が区長に提出されました(要約)。

申し立てへの意見

事業者は利用者や家族に対して、契約の際はもとより、適時・適切に情報提供を行い、理解を得るとともに意思疎通に努めることが重要です。特に経理に関する事項は、事業者の適正な事業運営や業務執行の基礎であり、利用者との信頼関係を保つ基本事項ですから、適正な処理が不可欠です。

区は、これらの状況を把握するとともに、当該事業者に対して利用者の疑問解消に努め、国が定める運営基準の遵守はもとより、障害者自立支援法の目的に沿い、利用者本位のサービス提供に努めるよう指導してください。

区の対応

委員会の意見書が提出されたことを受け、区は申し立て者へ質問項目に沿って回答をしました。

(1)指摘のある月の書類は記載事項を満たしており、警察署への被害届け提出は考えていません。

(2)事業者は、利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じなければなりません。区は事業者から状況を聴取するとともに、利用者に対する適切な情報提供や説明責任をはたし、利用者の疑問解消に努めるよう指導しています。今後も、事業者の指定権者である東京都とも連携し、苦情について適切に対応するよう指導します。なお、レセプト開示について、被保険者は区(保険者)が保有するレセプト(診療報酬明細書)の開示請求ができます。医療上の支障がないことを確認した上で、開示を行っています。

(3)区から被保険者への情報提供として、医療費通知の実施とレセプト開示請求制度があります。これらの情報をもとに、被保険者から区に対して医療費の疑義の申し立てがなされた場合は、区から東京都に調査を依頼します。東京都は調査・指導を実施し、その結果は区を通じて被保険者に通知されます。調査結果によって架空請求が判明したときは、区が医療機関に診療報酬の返還請求を行います。区としては、こうした現行のシステムを活用し、不正請求の防止に努めます。

(4)障害者自立支援法は、障害者・障害児がその有する能力・適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができ、もって福祉の増進を図ることを目的としています。区は、事業者に対し、法の目的に沿って、利用者本位のサービス提供に努めるよう、助言・指導をします。

◎ヒューマンほっとラインとは…

～苦情解決委員会とは～

弁護士や学識経験者、民生・児童委員など第三者で構成する委員会で、区における行政および民間事業者などの障害者サービスに関しての苦情を受け付け、その解決策を検討します。委員会は検討結果を区長に対して意見書として提出し、区長はそれに基づいて行政や事業者に対して改善を指導します。苦情の申し立て方法は電話、文書、メールなど様式は問いません。個人情報は外部には公表しません。事務的に改善できるものなどは必ずしも委員会を開催せず、すぐに対応します。

問い合わせ　障害者福祉課障害者福祉係　☎内線2386
各総合支所区民課保健福祉係　☎欄外参照

古紙などの資源物の持ち去り行為を禁止します
～罰則が適用されます～

区では、6月に「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の一部を改正しました。新聞などの古紙やアルミ缶などの資源物の持ち去り行為を禁止します。また、違反行為に対する罰則を設けています。

◆禁止される行為

区や区と契約した委託業者以外の者が、資源・ごみ集積所から資源物(古紙・びん・缶・ペットボトル)を持ち去る行為を禁止します。

◆持ち去り行為への罰則

条例で定めた持ち去り行為の禁止命令に違反した者に対して、20万円以下の罰金を科します。

◆施行期日

改正後の条例は、9月1日(火)から施行します。

◆持ち去り行為の防止対策

資源・ごみ集積所に、持ち去り行為が条例違反であることを表示します。また、防止のためのパトロールを強化します。

なお、資源持ち去り防止テープの配布は引き続き行います。

※条例に違反する行為に対しては、写真撮影などを行う場合があります。

◆条例改正の内容

条例改正の詳細は、区のホームページでご覧になれます。

問い合わせ　清掃リサイクル課事業計画係　☎3450-8273
みなと清掃事務所　☎3450-8025